

1. 会 議 名 総務文教委員会
2. 日 時 平成25年9月17日(火) 10時00分開会
13時04分閉会
3. 場 所 第1委員会室
4. 出席委員 牟田学委員長、出口徹裕副委員長、仮屋園一徳委員、
牛之濱由美委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、
山田勝委員、濱之上大成委員
5. 事務局職員 議事係 牟田 昇
6. 説 明 員
- | | |
|------------|------------|
| ・総務課消防係 | ・企画調整課 |
| 花田 清治 参事 | 花木 雅昭 課長 |
| 堀切 潤一 係長 | 山元 正彦 課長補佐 |
| ・税務課 | ・生涯学習課 |
| 川畑 宏之 課長 | 上野 教次 課長 |
| 藺畑 雄二 係長 | 平石 龍喜 課長補佐 |
| 大下本 護 係長 | 大野 勝一 係長 |
| ・教育総務課 | ・学校教育課 |
| 佐潟富士男 課長 | 中山 義邦 課長 |
| 小中 茂信 課長補佐 | 小田原 真 課長補佐 |
| 松田 高明 主幹 | 中鉢 吉彦 主幹 |
| ・財政課 | |
| 山下 友治 課長 | |
| 児玉 秀則 課長補佐 | |
7. 会議に付した事件
- ・議案第55号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第58号 平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第4号)のうち第1条, 同条第2項第1表中所管に属する歳入歳出, 第2条及び第3条第3表中所管に属する事項
 - ・陳情第4号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充に係る陳情書
 - ・陳情第5号 川内原発1号機、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書
 - ・陳情第6号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書
 - ・陳情第7号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エ

エネルギー政策に転換を求める陳情書

- ・陳情第8号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を反対する意見書の提出を求める陳情書
- ・「森林吸収源対策及び地方温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書」及び「地方財源の充実確保を求める意見書」の提出について

8. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

総務文教委員長（牟田学委員）

ただいまから総務文教委員会を開会します。

定例会で付託になった案件は、議案第55号阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）のうち第1条、同条第2項第1表中所管に属する歳入歳出、第2条及び第3条第3表中所管に属する事項、陳情第5号川内原発1号機、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書ほか3件の陳情書であり、議案2件、陳情4件であります。

ここで、日程についてお諮りします。

委員会の日程は、本日からあすまでの2日間とすることに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、本日からあすまでの2日間といたします。

なお、本日の日程は配付しました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議案第58号平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第58号を議題とします。

総務課消防係の出席をお願いします。

（総務課消防係入室）

それでは、議案第58号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

参事の説明を求めます。

花田消防参事

先の本会議におきまして総務文教委員会に付託されました議案第58号平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務課消防係所管に関する事項について御説明申し上げます。補正予算書の13ページをお開きください。

歳出から御説明申し上げます。第9款1項消防費1目常備消防費の減額補正236万8千円は、2型救助工作車購入費が確定したことなどによるものであります。また、財源内訳の中の国・県支出金124万円の増額は、電源立地地域対策交付金の増によるものであり、地方債370万円の減額は事業費の確定や県支出金等の増額により借り入れ額を減額したことによるものであります。その他の特定財源11万7千円の増額は、市有施設整備基金に積み立てて運用していた電源立地地域対策交付金分の基金利子が増額したことによるものであります。

次に9ページからの歳入について御説明申し上げます。第14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の補正額360万円のうち常備消防費への充当額は124万円であり、電源立地地域対策交付金の増額により救助工作車購入経費として財源充当する額が増となったものであります。10ページの第17款繰入金1項基金繰入金4目市有施設整備基金繰入金は1,348万1千円の減額であります。この中には基金利子分11万7千円の増額分が含まれており、電源立地地域対策交付金を市有施設整備基金に「積み立てていたことから、その利子を繰り入れて常備消防費に財源充当するものであります。第20款1項市債8目消防債の減額補正額370万円は救助工作車の購入の事業費の確定、電源立地地域対策交付金の増額等により減額するものであります。以上で説明を終わります。なお、質疑に対する答弁につきましては私、担当係長が御説明いたします。よろしくお願い申し上げます。

総務文教委員長（牟田学委員）

参事の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

議案第53号でね、契約案件が出てきて議決したわけですけども、1億730万の落札金額なんですけど、これプラス消費税ですか。消費税込みですね。そういうことであつたらですね、ちょっとお尋ねしますよ。消防費の中でちょっと財源の内訳を、この1億730万円の財源の内訳を全部教えてください。国庫支出金、地方債、その他一般財源などと。

花田消防参事

実績で。今現在地方債が資器材に全額充当するかどうかちょっとわかりませんが、実績見込みということで御理解いただきたいと思います。実績見込みが1億1,266万5千円、それから県支出金の電源立地地域対策交付金ですが、これが3,920万円、それから地方債が1,890万円、それからその他といたしまして、これは基金繰入金になるんですが、5,453万8千円、それから一般財源が2万7千円、合計の1億1,266万5千円であります。以上です。

山田勝委員

取得入札の結果は、入札は見積もった契約金額の100分の。これは1億730万掛けるの消費税ですか。そうしたときに1億1,266万ということになるんですね。

それからもう一つですね、一般財源じゃなくてその他ですか、その他から5,453万8千円というのは、電源立地のお金をずっと積み立てとったお金がそれだっつうことですね。これは市有施設、何に積み立てとったんですか。

花田消防参事

市有施設整備基金に積んでいた分でございます。

〔山田勝委員「了解」と呼ぶ〕

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第58号中総務課消防係所管の事項について審査を一時中止いたします。

（総務課消防係退室、企画調整課入室）

次に、議案第58号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

（企画調整課長説明）

花木企画調整課長

それでは、議案第58号平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）中、企画調整課所管の事項について御説明申し上げます。まず、歳入予算について御説明いたします。予算書9ページをお開きください。第13款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金450万円は、過疎地域等自立活性化推進交付金であり、今回の補正予算で計上しました農業振興等交流促進で折多地区の未来を育むプロジェクト事業の財源であります。第14款2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金は電源立地地域対策交付金であり、本年度の交付限度額7,860万円から当初予算計上額7,500万円を差し引いた額360万円を今回補正計上したものであります。なお、本交付金の本年度の充当内訳は消防工作車購入のための基金積み立て3,920万円、林道阿久根中央線維持管理事業690万円、大川中学校グラウンド排水工事及び渡り廊下改修工事500万円、新規事業としてB&Gプール改修工事のための基金積み立て2,100万円、折口駅公衆トイレ改修工事650万円となっております。

次に予算書10ページをお開きください。第17款1項10目地域振興基金繰入金1節地域振興基金繰入金1,257万1千円は、中山間地域総合整備事業阿久根北部地区事業にお

いて整備される折多地区活性化施設内の農産物加工室において、農業振興等交流促進で折多地区の未来を育むプロジェクトの一つとして地域の生活研究グループの活動を活性化させるための食品加工器材を購入する財源としてサテライト阿久根の地元協力金の積み立てを一部取り崩して財源充当しようとするものであります。なお、取り崩し後の地域振興基金の残高は1, 137万3千円となります。

次に、歳出予算について御説明いたします。予算書は11ページとなります。第2款1項8目企画費12節役務費の補正のうち、郵便料はまちづくりアンケートに係るものであります。これは現在、市が進めている施策に対する満足度や、今後重要と思われる施策等に関するアンケートを実施することにより、これからのまちづくりに向けた市民の方々のニーズを把握するとともに、第5次阿久根市総合計画の後期基本計画策定のための基礎データとして活用していくものであります。なお後期基本計画につきましては平成27年度から平成31年度までの計画ということになります。次に15節工事請負費760万円の補正は、折口駅公衆トイレ改修工事に係るものであり、電源立地地域対策交付金を財源の一部として事業を実施しようとするものであります。また、需用費、役務費、委託料については、トイレの管理に係る経費を2カ月分計上しました。19節負担金補助及び交付金23万1千円は、乗合タクシー運行事業に係る補正であり、現在運行している落、栢、馬見塚地区の運行を見直し、佐潟、遠見ヶ岡、倉津地区もその運行路線の対象に含め、市街地まで路線を延長するため計上したものであり、月曜日と水曜日の週2日、1日当たり2往復で10月初旬からの運行を予定しているところであります。以上、御説明いたしましたがよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

11ページの歳出の2款1項8目15節の公衆トイレ改修工事なんですけれども、折口駅ですね。この設備のトイレの内容ですかね、設備の内容を教えてください。

花木企画調整課長

それでは設備の内容等説明いたします。建物につきましては木造平屋建て、面積は12.8平米でございます。用便器1器、それから男子の小便器が1器、それと多目的の便器が1器、身障者等対応のトイレということで考えております。浄化槽につきましては5人槽を考えております。

出口徹裕委員

以前と違って使いやすくなることでいいことなんですけれども、このあとの日常的な管理はどのようになるのかまで教えてください。

花木企画調整課長

これまではあのトイレ自体はおれんじ鉄道の施設でありまして、おれんじのほうで負担していただいております。また、地元のボランティアのほうで日常的な管理はしていただいておりますけれども、基本的な管理につきましては今度市が整備いたしますので、市のほうでその経費的なものはみたいというふうに考えています。それから、地元のボランティアの日常的な管理につきましてはまたお願いをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

岩崎健二委員

今と同じ項目ですが、補助事業とあるんですが、どこが補助するんですか。

花木企画調整課長

電源立地地域対策交付金を充当しようというふうに考えているところです。

岩崎健二委員

発注は阿久根市ですね。

花木企画調整課長

発注は阿久根市です。

岩崎健二委員

営業線近接工事に該当しますか。

花木企画調整課長

おれんじ鉄道と協議した中では施工期間中安全壁ですかね、防護壁等を設けて対応すれば一般発注の工事で大丈夫だということで協議をしております。ただし、見張りにつきましては1名ほど見張りをつけることとなっております。

岩崎健二委員

一般工事でとらえ方はいいんですか。

花木企画調整課長

そのとおりです。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

牛之濱由美委員

2款8目12節ですね。11ページの役務費の、先ほど課長の説明をいただきましたけれども、この郵便料に通信運搬費ですね、22万8千円ですけども。このまちづくりアンケートの仕方ですけども、これは郵送で返信用を使っただけのアンケートになるのでしょうか。

花木企画調整課長

郵送で行って返信も考えているところです。

牛之濱由美委員

じゃあその数ですね、発送する件数と言いますか、それは何件ほどの対象で行われますか。

花木企画調整課長

対象者は約2千名ほどで、無作為抽出ということで考えております。男女比は同数ということで考えております。その中からまた返送していただけるものにつきましては100%ではないので、若干の部分についてはおさえないと。

牛之濱由美委員

今、課長がおっしゃったように、こういう郵送の返信の仕方のアンケートというのは100%ではないと思ってます。だから、このアンケートの無作為のあれがどうなのかなというものは思っていたんですけども、今後のまた一つの課題なのかという思いもします。そこは要望で終わります。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

仮屋園一徳委員

ちょっとさっきのトイレの件で確認をしますけど、位置については今のところに建て直すということでよろしいのでしょうか。

花木企画調整課長

今あるトイレが駅舎と若干離れていると思いますけども、ちょうどその中間辺り、駅舎と今あるトイレとの真ん中ぐらいのところに、なるべく駅舎に近づけてですね、身障の方々も対応できるような形で、なるべく利便性が向上するような形で整備していきたいというふうに考えております。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

木下孝行委員

乗合タクシーについてですね、佐潟、倉津、遠見ヶ岡地区を今回指定して乗合タクシーを運行するということで、基本的に市街地までという話ですけど、どこのバス停、一番近いバス停という話で今までのやつは進んでいるんだろうと思うんですけど、この場合はどこまでという指定があるわけですか。

花木企画調整課長

乗合タクシーについてはエリア運行、区域運行ですので、特にバス停という指定はございません。ですから、乗られる方が例えば市民病院まで行ってくれということであれば市民病院まで行きます。

木下孝行委員

料金が、私の認識不足かもしれんけど200円という、ワンメーターですけ、200円負担。これは一緒なんですか。

花木企画調整課長

同じです。

木下孝行委員

1回でいいですか。

花木企画調整課長

1回乗車につき200円です。

木下孝行委員

距離関係なくですね。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

山田勝委員

9ページのね、県支出金の説明の中で、B & Gの施設についての工事の話も出てきましたけどね、今、B & Gと阿久根市との取り決めでいろいろしてきたんですけども、どれぐらいのしほりがあるんですか。全然B & Gからのお金はこないんですか。

花木企画調整課長

所管課ではないので詳細な情報はわからないんですが、わかっている範囲でお答えいたしますと、B & G財団のほうの助成金も一部いただいて対応していくという話を聞いております。

山田勝委員

そんなら毎年B & Gの助成金は歳入で出てくるんだよな。

花木企画調整課長

実施する段階、来年度実施ということで担当課は考えているようで、来年度工事関係、それからB & G財団のほうの助成金の受け入れ、歳入ですね、それは来年度出るんじゃないかというふうに考えております。

山田勝委員

何か事業しないと、担当課じゃないからというけど、何か事業しないとやらない。かつてB & Gは全部企画課だったと思うからね、聞くだけの話ですけどね。現実にはそういうことだったらまたその時点でお尋ねしたい。

総務文教委員長（牟田学委員）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第58号中企画調整課所管の事項について審査を一時中止いたします。
（企画調整課退室、税務課入室）

○議案第５５号阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第５５号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第５５号阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が本年３月３０日に公布されたことに伴い、阿久根市税条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について、御説明いたします。

まず、第３４条の６の改正は、ふるさと寄附金を行った場合の寄附金控除の計算方法の見直しであります。ふるさと寄附金を行った場合は、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち２千円を超える額について全額控除できる仕組みとなっていますが、平成２５年から所得税の２．１％を税率とする復興特別所得税が課税されるため、復興特別所得税の軽減分を考慮した住民税の寄附金控除の計算方法に見直すものであります。

次に、附則第３条の２及び第４条の改正は、国税の見直しに合わせ、平成２６年１月１日から延滞金の利率を引き下げるものであります。延滞金算定の基礎となる特例基準割合の定義を現行の「商業手形の基準割引率に年４％を加算した割合」から「短期貸付の平均利率に年１％を加算した割合」に改め、延滞金の割合は、納期限後１箇月以内については特例基準割合プラス１％、納期限後１箇月を超す場合は特例基準割合プラス７．３％、法人市民税の納期限延長の場合は特例基準割合とするものであります。

次に、附則第４条の２の改正は、公益法人等の財産の譲渡の非課税規定等の見直しであります。幼保連携型認定こども園の設置のために、公益法人等が、新たに幼稚園又は保育所等を設置する公益法人に対して、非課税対象財産の譲渡をした場合には、所得税においては一定の要件のもとで非課税特例の適用の継続を認め、譲渡後は譲受法人が非課税対象財産の寄附を受けた公益法人等とみなされることに伴い、個人住民税においても国税において公益法人等と見なされた譲受法人について同様の取り扱いとすることとし、譲渡された非課税対象財産が公益目的事業の用に供されなくなった場合においては、当該譲受法人を譲渡を行った個人とみなして所得割を課することとするものであります。

次に、附則第７条の３の２の改正は、所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる住宅への入居年が平成２５年末から２９年末まで延長されたことに伴い、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成３５年度から平成３９年度まで延長するものであり、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、平成２６年１月から３月までの入居については所得税の課税総所得金額等の５％、最高９万７、５００円、平成２６年４月から平成２９年１２月までの入居については７％、最高１３万６、５００円を限度として住民税から控除するものであります。

次に、附則第７条の４の改正は、分離課税所得のみの場合の寄附金税額控除の計算を規定したものでありますが、この場合も復興特別所得税の軽減分を考慮した住民税の寄附金控除の計算方法に見直すものであります。

次に、附則第１７条の２の改正は、優良住宅地等のための譲渡の課税特例と収容等に伴う代替資産の課税特例の重複適用が認められない特例のうち、租税特別措置法第３７条の９の２の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例が廃止されたので、重複適用が認められない特例の対象から除外するものであります。

次に、附則第２２条の２の改正は、東日本大震災により居住用家屋が滅失した土地等の権利を、震災当時の所有者本人が譲渡した場合の特例を受けられる期間を通常３年から７年に延長するという規定に加え、その家屋に同居していた相続人が当該敷地を譲渡した場合も

同様の特例の対象とするものであります。

次に、附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例についての規定で、住宅借入金等特別税額控除の適用住宅が大震災により滅失しても、残りの控除期間の継続適用及び再建住宅の控除との重複適用を可能としたものであり、今回の税制改正で所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる住宅への入居年が平成29年に延長されることに伴う所要の改正であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

今回のやつが地方税の絡みでなってきたかと思うんですけども、その際、阿久根市として何か独自のものを盛り込んだということはないですね。

川畑税務課長

今回の改正については阿久根市独自の盛り込んだ条例等はありません。

出口徹裕委員

いっぱい文章が書いてあって難しいんですけども、これによりですね、利点とか欠点とか、それぞれ税を扱われている上であるかと思うんですが、今後発生しそうな問題とかですね、そういったようなものはないでしょうか。

川畑税務課長

ふるさと寄附金控除の改正については、所得税のほうで減額がふえるものですから、その分市税のほうでは減ります。その分、ちょっと税収が逆にふえるということですね。ただ、ふるさと寄附金の25年度分の控除額がですね、24年度は震災の寄附金があった関係で控除額の件数が49件、控除額になおすと44万8,972円あったんですが、25年度はちょっと減りまして5件の控除額が7万2,080円に落ちました。それを今度の改正に照らし合わせてこの25年度のやつを計算しますと100円影響があるだけですね。100円控除しなくていいと。復興特別所得税の税率が2.1%で、所得税の2.1%なものですから、かなり多額の寄附金がないと影響額は少ないということです。もう1点、延滞金の利率が下がることによる影響は、当然その分延滞金の額が減ることになります。ただ、それも26年の1月1日からの改正でありますので、25年度は1月から3月分なんですけど、これについては延滞金というのはほとんどここは納期限が過ぎていないのがほとんどです、25年度は。26年度になってから実際の影響が出てくるかと思われませんが、それも26年の1月から始まる分についての改正ですので、単純にこの率を計算しますと30%程度の減になるんですけど、それが改正後の数字になったところの数字ですので、まだ25年12月分までは前の改正の率ですので、実際は10%前後の延滞金の減になるんじゃないかと思込んでいます。ほかは改正はするんですけど影響はほとんどないものと思われま。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

ほかにありませんか。ないですか。

山田勝委員

税務課長、この税務というのはなかなかわかりにくいわけで、例えばこの前公益法人というのは阿久根市に幾らあるのという話をしたらね、社会福祉法人が8つ、公益法人が2つでしたかね、そういう話をされましたよね。ですから、具体的に阿久根市の人たちにどういう影響があって、どういう方々がおって、例えばふるさと納税については、実は何人ふるさと納税している人がいるんですよ。中身はわからんね、一遍聞いたけど。大したふるさと納税の人数にないののがびっくりきたけどね。だから、ふるさと納税は現在もうこれだけです。あるいは公益法人はこれだけ。ちょっと気になるんだけど、社会福祉法人とか公益法人を売買

できるの、できないの。

川畑税務課長

売買はできると思います。ただ今回の改正では譲渡したもとの対しての非課税の規定ですので。

山田勝委員

そんなら、ふるさと納税についてはまだ何人というのは変わらないんですか。

川畑税務課長

先ほど言いましたふるさと寄附金については24年度が49人の44万8,972円、もう1個さかのぼりまして23年度は2件の8万2,120円でした。この24年度だけは震災があったため24年度は23年分の寄附金控除に対する控除ですので、24年度は2件から49件にふえましたが、またことは去年の分の寄附金控除に対する控除ですので、それは5件に減りました。2件、49件、5件という変遷をしています。

山田勝委員

こればかりは納める人がいないとね、営業してまわるわけにはいかないね。そういうことじゃ仕方ないですね。このほかに、いろいろあるんですけどね、具体的に阿久根市ではこういうふうに、特別阿久根市に影響がある、阿久根市の住民に影響があるという部分はないですか。

川畑税務課長

あとはさっきの延滞金の収入が減るだろうということですね。あとは今のところこれまでの事例を見ても影響がある改正は今回はないと思います。

山田勝委員

わかりました。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号について審査を一時中止いたします。

（税務課退室、生涯学習課入室）

○議案第58号平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第58号を議題とし、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

上野生涯学習課長

去る9月10日、本会議において総務文教委員会付託になりました一般会計補正予算（第4号）の教育委員会生涯学習課所管分について御説明申し上げます。15ページをお開きください。債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書の中の阿久根市立図書館設計業務につきましては、減額する基本設計業務に実施設計業務を加え、市民交流センター（仮称）と合わせて発注し、効果的で効率的な業務の推進を図るものでありまして、限度額を2,621万2千円と定め、平成26年度から平成27年度までを期間として債務負担行為を設定するものであります。14ページをお願いいたします。次に、第10款教育費5項3目図書館費13節委託料1,348万1千円の減額補正は、当初、図書館の基本設計業務を予算計上しておりましたが、建設委員会から建設方針が示されたことから、これを受けて基本設計に合わせて実施設計業務も一体的に実施したいと考え、今年度予算について減額を行ったものであります。以上、生涯学習課所管に係る予算について御説明いたしました。御審議方よろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

図書館費のね、1, 348万1千円の減額はこの債務負担行為で先ほど説明しましたことに関連してるんですね。

上野生涯学習課長

はい、そうです。

山田勝委員

関連してこうこうですよという説明してくればね、おいごとばかでんわかったいどころ。関連しているという話をしないからね、こうして聞いてみないとわかりませんでした。ありがとうございました。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないですか。いいですか。

なければ、議案第58号中生涯学習課所管の事項について審査を一時中止いたします。

（生涯学習課退室、教育総務課・学校教育課入室）

次に、議案第58号中教育総務課及び学校教育課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

佐潟教育総務課長

去る9月10日、本会議において総務文教委員会付託になりました議案第58号平成25年度一般会計補正予算（第4号）の教育委員会教育総務課及び学校教育課所管について、歳出から御説明いたします。11ページをお開きください。

第2款総務費1項18目市民交流施設建設費13節委託料8, 210万5千円の減額補正は、阿久根市民交流センター（仮称）の設計業務を平成26年度までの債務負担行為として設定したことから、委託料の全額を減額し次年度に新たに予算化しようとするものであります。この業務につきましては、先の本会議で説明がありましており、設計業者の選定について一部プロポーザル方式によることから、本年度内の設計等成果物が見込めないことから委託料の支払いが発生しないため減額するものであります。14ページをお願いいたします。第10款教育費1項2目事務局費51万6千円の増額補正は、県委託事業であります道德教育総合支援事業として、市内小・中学校の道德教育の充実を図るために、8節報償費6万円の講師謝金、9節旅費32万円、11節需用費13万6千円を補正するものであります。次に、第10款2項小学校費2目教育振興費18節備品購入費642万6千円の増額補正は、国庫補助金の理科教育振興備品補助金の交付決定に伴い、市内9小学校に理科等教育備品を購入するものであります。同じく、第10款3項中学校費2目教育振興費18節備品購入費308万7千円の増額補正は、同じく、市内4中学校に理科等教育備品を購入するものであります。

次に歳入について御説明申し上げます。9ページをお開き願います。第13款2項9目教育費国庫補助金475万6千円の増額補正は、先に説明いたしました事業費に2分の1の理科教育振興備品補助金であり、2節小学校費補助金321万3千円、3節中学校費補助金154万3千円をそれぞれ教育用備品購入費に充当するものであります。10ページをお願いいたします。第14款県支出金3項9目教育費委託金1節事務局費委託金51万5千円の増額補正は、先に説明いたしました道德教育総合支援事業として補正するものであります。第20款市債1項1目総務債1節総務管理債5, 440万円の減額補正は、阿久根市民交流センター（仮称）設計業務等に係る債務負担行為の設定に伴い、市民交流施設建設事業債を減額するものであります。

以上で、教育総務課・学校教育課所管の説明を終わりますが、よろしく御審議くださるよ

うお願いいたします。なお、答弁につきましては、私、並びに学校教育課長でお答えさせていただきますが、不足の場合は担当係長に補足させますので御了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

15ページの債務負担行為のところなんですが、市民交流センターは平成26年度で、先ほど説明を受けたんですけど、市立図書館については一緒に発注をされるということなんですけど、これは26から27というふうに書いてあるんですけど、この辺の実施設計の期間等に、内容についてちょっと教えてください。

佐潟教育総務課長

市民交流センター（仮称）設計業務につきましては、基本設計・実施設計を26年度までと計画しているところです。それと市立図書館の設計業務につきましては、26年度までに基本設計、それと27年度に入りまして実施設計の委託業務を予算化したいということの債務負担行為でございます。

仮屋園一徳委員

そしたら（仮称）市民交流センターが先に終わって図書館は1年実施設計はあとになるという理解の仕方でいいんですかね。

佐潟教育総務課長

まるまる1年とは考えてないんですが、26年度までに実施設計までの業務が終わらないということを想定いたしまして、27年度中というふうに考えております。以上です。

仮屋園一徳委員

それでは、同時に終わらなくても別々でいけるという判断でよろしいんですね。

佐潟教育総務課長

市民交流センターと図書館の設計につきましては別々の設計でというふうに考えております。以上です。

〔仮屋園一徳委員「了解」と呼ぶ〕

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

今の話で確認なんですけども、となると建物は別っていう認識になるんですけ。そういうことですかね。

佐潟教育総務課長

建設につきましては技術提案については、一緒になってくる技術提案もあるかもしれませんが、そのときに工事につきましてずれる見込みもありますので、そこらも含めた提案の仕方をお願いするように考えております。

出口徹裕委員

これを発注した場合に業者は、例えば請け負った設計会社は同じところになるんですよね。別々ですか。

佐潟教育総務課長

同じ業者になります。

出口徹裕委員

それだと納品を2回するということになってしまうような形になるかと思うんですけど、ちょっと何かずれてないですか。年度が合っていないということは片方は26年度には納品を、片方は27年度には納品を、何か1回やってもう1回手直しがあるという考えになるんですかね。何かちょっとよくわかんないんですけど。

佐潟教育総務課長

26年度までにつきましてはですね、ここに書いてありますとおり市民交流センターの設計についてと、それと地質調査も必要だという考え方から、この2つについての完了をお願いしたいと。それと、26年度中には市立図書館の基本設計を、26年度中に終了していただきまして、27年度に実施設計をお願いする。ただ、その中には外溝工事等もすべて、それからこの設計業務の中には市民会館の解体工事等も含めたうえでの総合的な計画を考えていることから、予算については図書館分だけを27年度まで実施設計をお願いするということと考えているところです。

出口徹裕委員

休憩でもいいですけど。

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩いたします。

（休 憩 10：54 ～ 10：58）

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

出口徹裕委員

そうした場合に1回検査を、1回分で発注するということで、途中で検査を入れるということですが、そうした場合に基本設計が上がって図書館のほうのある程度実施設計がまた進んだ場合、1回納品したのに対して手戻りが生じる可能性が出てきますよね。もしかしたら、基本設計の段階でするわけですから。実施設計はある程度進んで基本設計。そうした場合には、また修正設計業務ということで出すという認識。1回納品してしまっただけでいいということで受けとるわけですから、基本設計が図書館のほうで済んで、実施設計をまた出しましたと。そうした場合に、1回受けとった成果物に対して違うものが出てきたら修正設計業務というものを出さないといけなくなるかと思いますが、そういう考えでよろしいんですね。

佐潟教育総務課長

そこらの部分については当初では考えていませんでした。というのは、基本設計の段階で設計そのものについても期間をちょっと、いつもよりも基本設計の期間を長くして、基本設計の段階で十分協議を進めたあとで実施設計に移っていきたいというようなことで、実施設計そのものについては変更、専門的に設計の変更業務とかというような部分が、ちょっと私は理解不足かもしれませんが、そういう部分について実施設計の段階では基本設計に上がったものを、ちゃんとしたものを実施設計に入っていくという考えでおります。

出口徹裕委員

基本的に、そういうふうにして基本設計というものは大体手戻りが多少は出てくると思うんですね。そうした場合に、やはり1回受けとったものを変わりましたから変えてください、それはもう業者のほうも大変ですよ。お金はもらっている、さらに断れない。そういうふうな契約上で発注したほうが上なんだからというようなふうにならないようにですね、ここについてはもうちょっと。今後もまだ27にしたりとかというのもできるかと思いますが、そこらについては詳細に今後検討していただきたいと、要望で終わります。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

牛之濱由美委員

14ページをお願いします。10款1項2目事務局費のですね、国県支出金の51万5千円とあるんですけど、先ほどちょっと私の聞き漏らしかもしれませんが、これは国県支出金の道德教育に関してのあれですけども、ちょっと内容を詳しく教えていただきたいんです。

が、講師の先生がいらっしゃっての教育になって、全校回られるのか、内容等教えていただければ。

中山学校教育課長

まず、道德教育総合支援事業とはどんなものかということでお話しをしたいと思います。本事業の趣旨は学習指導要領に基づいた道德教育の室の向上とその一層の充実を図るため、各教育委員会、学校法人、国立大学法人が学校、地域の実情等に応じて主体的に行う教育に関する多様な取り組みに対して支援を行うとともに、その結果得られた道德教育に関する成果等について全国的な発信を行うものでございます。阿久根市としましては教育委員会を主催としましてまず講演会をいたします。それから研修会等も組みます。そのようなときにそれぞれの講師への謝金といたしまして、講演会で1人2万円、研修会のほうには1回2万円の2回分ということでこの6万円の報償費を組んでおります。それから先進地の視察や講師等への旅費ということで32万円、そして消耗品の関係で13万6千円を組んだところでございます。以上でございます。

牛之濱由美委員

内容等はわかりました。じゃあ特別に講師の方がいらっしゃって、それぞれの学校での授業をされるというわけではないわけですね。

中山学校教育課長

そうでございます。

牛之濱由美委員

私もですね、小・中学校の道德教育の学校現場のほうの視察を何度かさせていただいているんですけども、今、本当に子供たちに必要なのは道德教育じゃないかなという思いがします。講演会等が予定されているということですけど、この講演会というのは阿久根市民、子供たちを主体としてですけども、先生方への呼びかけとか、そういうものがあるんでしょうか。

中山学校教育課長

今、おっしゃったとおりでございます。

[牛之濱由美委員「了解いたしました」と呼ぶ]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

14ページのね、小学校費、中学校費の中に備品購入費642万6千円と308万7千円なんだけど、これは国と一般財源との半々なんですよ。例えば、具体的にどういうものなのか。今ごろこうして出てくるじゃないですか。当初予算で出てきてもいい事業なのにね、こういうぐあいに出てきたのはどのような経緯で出てきたんですか。

佐潟教育総務課長

この制度につきましては、文科省が理科教育備品整備費等補助金交付要綱を定めまして、地方公共団体にですね、理科、小学校につきましては算数、中学校については数学に関する教育を実施するための整備の実施事業ということで、その交付決定したことにもないまして今度の9月の補正予算というふうになった次第でございます。ここで受けておりますのが、交付決定の通知を受けておりますのが、鹿児島県からの通知が25年7月16日付で、受付がこちらが26日ということで今度の補正予算に提案したところでございます。よろしくお願いいたします。

山田勝委員

具体的にね、どういうものが必要なんですか、どういうものが不足して、どういうものが必要でね、こういう予算ができてきているのか。さっきは小・中学校については、理科と数学と言われましたよね。でも予算の中ではね、理科教育振興備品、中学校も小学校も同じですよ。

佐潟教育総務課長

この要綱につきましては理科教育設備整備費等というふうになっておりまして、その中に小学校であれば算数、中学校であれば数学が入っているというふうに御理解いただければというふうに考えおります。その中身につきましてはですね、小学校の理科備品については、例えば実験で使うような上皿てんびんとかですね、阿久根小学校でいえば火山地形模型ほか、それと天体望遠鏡とか、顕微鏡カメラセットとかというように、小学校で139品目の208品です。その中に算数備品は入れてませんでした。算数備品としましてはメートル法の説明器とか、小学校でいえば分数の説明器、それと掲示用の計算練習カードとか体積学習器、それと三角形の説明器とか折れ線グラフの指導板ほか、等々でございます。それで、理科備品が82品目の159点、算数備品が小学校で57品目の58点、それと中学校でいきますと理科備品につきましてが、4中学校におきまして38品目の63点、数学備品が4品目の5点というふうになっておりまして、小学校の備品購入費につきまして単価1万円以上、それから中学校備品については単価2万円以上について2分の1の補助金を交付するというふうになっているようでございます。以上です。

山田勝委員

例えばですね、それぞれの学校でね、こういうものが欲しいとか、こういうものがどうしても欲しいんですよとかいうようなそういうものはないんですか。

佐潟教育総務課長

この理科等備品につきましては各学校とヒアリングを行いまして、要望があったものについてですね、精査したということで御理解願いたいと思います。

山田勝委員

子供たちにね、私どもの学校はこれは絶対どこにも負けないものですよとかというものがあっていいと思いますよね。だから、そういうなかで、おしなべてこんなものがじゃ味が無いと思っておって、こういう話をしたんですが。学校教育課長、どう思われますか。

中山学校教育課長

今、委員さんがおっしゃったとおりですね、あると思いますので、またその辺りは各学校ともよく話し合いをして、そういうことも考えていきたいというふうに思います。

山田勝委員

ぜひね、特色ある阿久根市の学校をつくって欲しいと思ってるからお願いします。

総務文教委員長（牟田学委員）

よろしいですね、要望で。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第58号中教育総務課及び学校教育課所管の事項について審査を一時中止いたします。

（教育委員会退室）

暫時休憩します。

（休 憩 11：10 ～ 11：20）

（財政課入室）

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第58号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下財政課長

議案第58号平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）のうち、財政課所管に係

る事項について御説明申し上げます。補正予算書の５ページをお開きください。

第３表は地方債の補正であります。同表の一番下の臨時財政対策債について、平成２５年度の額が４億９０万円で確定したことから限度額の変更をしようとするものであります。

次に、１１ページをお開きください。歳出について御説明申し上げます。第２款総務費、１項７目財産管理費の補正額５，７１５万９千円は２５節積立金であり、電源立地地域対策交付金２，１００万円を今後予定されるＢ＆Ｇプール改修の財源として市有施設整備基金に、また、市民交流センター（仮称）設計業務等に係る債務負担行為の設定に伴い減額する一般財源や臨時財政対策債の補正に伴う一般財源の剰余分を市民交流施設整備基金に、それぞれ積み立てるものであります。この積立と歳入における基金繰入金の減額により、平成２５年度末の現在高は、市有施設整備基金が８億１，９６０万８千円、市民交流施設整備基金が４億３，５８０万６千円となる見込みであります。

以上で歳出を終わり、次は、１０ページの歳入について御説明申し上げます。第１５款財産収入１項２目利子及び配当金の補正額１１万７千円は、市有施設整備基金の利子であります。次に、第１７款繰入金１項４目市有施設整備基金繰入金の補正額１，３４８万１千円の減額は、市立図書館設計業務に財源充当しておりましたが、この業務について債務負担行為を設定することとしたため減額しようとするものであります。次に、第２０款市債１項１５目臨時財政対策債の補正額２，０９０万円は、臨時財政対策債の額が４億９０万円で確定したことから当初予算計上額との差額を措置しようとするものであります。なお、今回の補正による平成２５年度末の市債残高は、９９億６，７８５万６千円になる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、質疑につきましては私または課長補佐からからお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

あのね、先ほど企画課との質疑の中で聞いたんだけど、いや違いますということでしたのでね、１１ページの市有施設整備基金積立金の中のね、Ｂ＆Ｇ整備基金として積み立てますということだったんですが、このＢ＆Ｇについて阿久根市とどういったりがあったり、あるいは補助をもらったり、あるいは何か義務があったりするのはどういう状況になっているの、今。

山下財政課長

具体的なＢ＆Ｇ財団との取り決めと申しますか、申し合わせ等については所管の生涯学習課のほうで詳細には把握しているところでございます。今回のこの件につきましては、２６年度にＢ＆Ｇプール改修を予定しているということで、Ｂ＆Ｇ財団に所管課のほうで助成事業費の申請をしているところでございます。そのため、今回の電源立地地域対策交付金は２６年度に予定されている事業執行の財源として充当するため、今回、市有施設整備基金に積み立てたということでございます。

山田勝委員

財政課としては幾ら、何パーセントＢ＆Ｇ財団が補助金を出してこうするという内容についてはわからないということですか。

山下財政課長

Ｂ＆Ｇ財団に所管課が要望した金額はおおよそ１億円の財政規模で助成希望を出したということについては当課において把握しております。

山田勝委員

１億円の要望は出したけれども幾ら出てくる、幾ら補助してもらえというようなことはわからんわけですね。決まりはないわけですか。

山下財政課長

事業費が9,972万7千円でB&G財団に要望しておりまして、予定しているB&Gの助成金が2,680万ほどの助成金の要望をしているというところでございます。2,680万円の要望ということでございます。

山田勝委員

約1億の工事費というのはね、新設するのとあんまり変わらなぐらいの工事費ですよ。プールというのは、こんな1億も幾らも今までかかったプールを今までつくったことはないと思いますよ、阿久根市は。いろんなところでね。そういう意味では、例えば、小・中学校のプールなんていうのも、そんなたくさんかかっていないじゃないですか、過去において。今はつくらないけれども。だから、それなりのプールをつくるんだろなと思いますよ。そういう中で、建設も30年ぐらいたるのですね、やっぱりせないかんというのはわかっていますよ、いろいろ。例えば、プールも、屋根もでしょうしね。だから、そういうことでどういふようなことかなと思ったけれども、2,600万ぐらいしかこないのであったら、残りの4分の3については阿久根市が何らかの形で財源措置をせないかんと、こういうことですね。だから、現段階の中で、そんならそれどうするのって言ったって、これを答えるのも大変でしょうからね、もうこれぐらいでいいですよ。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

岩崎健二委員

市有施設整備基金、B&Gに今回2,100万基金を積み立てるということですが、この市有施設整備基金のB&Gのプール以外に目的がありますか。

〔発言する者あり〕

児玉財政課長補佐

市有施設整備基金につきましては、今年度工作車分を取り崩すわけで、工作車の分はもうなくなります。今回積み立てる分がB&Gの分と、従前からある分が旧国民宿舎の分ですね。旧国民宿舎から売り上げの何パーセントか、ちょっと詳細は忘れましたが、その分をもらってますので、その分を積み立てると。その分については国民宿舎の改修部分にあてるということで、とりあえず歳入のもらった分については基金に積み立てるということで、25年度以降は一般分とB&Gの分と国民宿舎の分と、3つになります。

岩崎健二委員

ちなみに、B&Gのプールの合計、国民宿舎の基金合計、一般分の合計とわかりますか。

児玉財政課長補佐

B&Gの分が25年度末で、先ほど言ったとおり2,100万。今回積み立てる分です。

2,100万です、B&Gが。25年度末ですね。

岩崎健二委員

今回の分だけやな。

児玉財政課長補佐

国民宿舎の分が維持修繕分として現在67万9千円、25年度末ですね。67万9千円です。残りが一般分ということで7億9,792万9千円になるかと思います。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

山田勝委員

ほんならな、関連で言うけどな、例えば市有施設整備基金にそれぞれ割り当てて積んどって、あと一般分がありますよと。例えば市有地を売却しました。前から阿久根市の固定資産を売却しましたという分については全部こうして積み立てて、今度は市有施設をつくる場合、固定資産をつくる場合に繰入金として出していくというふうに理解していいの。

山下財政課長

普通財産の売却につきましては一般財源として歳入をされますので、需要がある場合には一般財源として必要な行政需要に充当し、需要がない場合には基金等への積み立てを考えていくということでございます。

山田勝委員

それはね、課長、わかるけどね、基本的にはやっぱりね、阿久根市の財産を売買、売ったときにはそれに積み立てて、何かするときはぽんと出せるような気持ちでないと、いつもは十分ぜんたあわけやっで。いつもはやっど。だからそういうことで、これは私の考え、要望ですからね。普通財産はもちろん普通財産として入ってくるけれども、自由にどれでん使ったいいですよというような話じゃないという気がするので言ったのであってね、答弁はいいよ、もう。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

債務負担行為の件で、確認というか、共通認識を持っておきたいのでちょっと。先ほどです、市民交流センターの設計業務が平成26年度、それから市立図書館の設計業務が26から27年度、基本設計を含めて同じ会社、設計を委託を出すということだったんですけれども、先ほど聞いたら手戻りがあった場合はどうするんだという話をちょっとしたんですよ。市民交流センター分の実施設設計が終わりましたと。それについて26年度分で払うと。それから図書館の分は27年度までいくので、途中検査をして払って、それから図書館分は一緒に引き続き27年に払う。そうした場合に、手戻りがどうしても生じる可能性があるわけですね。基本設計が26年に図書館をやるということでしたので、そうした場合に修正設計というのが、1回受けとってしまうと修正設計というのが発生してしまう。これでいいですよということで市民交流センターのほうの設計はもらうわけですから、そこらの追加の予算が出ないような形でしっかりとですね、発注のほう、それから契約のほうをやってもらう形をとっておいていただきたいなと思ってますので。業者が決められた枠内で修正設計までやってくださいって泣き寝入りになるようなことのないようにですね、そこらはちょっと考えておいていただきたいなと思っています。

総務文教委員長（牟田学委員）

要望でいいですか。

課長、何か。今の件について何かありませんか。

山下財政課長

個別の業務の内容については所管課において処理される事項でございますが、基本的には債務負担行為の考え方について申し上げますと、市民交流センター（仮称）設計業務については26年度に完了するというので、26年度に予算を措置する、支払いをするということで今年度債務負担行為を設定したということでございます。それから市立図書館設計業務については、これは基本設計と実施設計を含めた設計業務ということでございますので、26年度においては基本設計を完了し、実施設計については27年度までかかるということで、この予算を期間と限度額を設定したということが基本的なことでございます。今、出口委員からございました具体的な支払い、あるいは設計の修正等の手続については所管の課において適正な手続がなされるものと理解しております。

出口徹裕委員

そこらがですね、うまいこと把握をされていないような感じだったので、伝えておきます。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第58号中財政課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(財政課退室)

以上で各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。
現地調査について各委員の意見をお伺いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

○議案第 55 号阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第 55 号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないですか。

なければ、議案第 55 号について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第 55 号阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は可決すべきものと決しました。

○議案第 58 号平成 25 年度阿久根市一般会計補正予算（第 4 号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第 58 号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第 58 号について、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第 58 号平成 25 年度阿久根市一般会計補正予算（第 4 号）についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は可決すべきものと決しました。

○陳情第 4 号少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充に係る陳情書

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、継続審査となっておりました陳情第 4 号を議題とし、審査に入ります。

ここで各委員の御意見を伺います。

御意見はありませんか。

岩崎健二委員

この陳情書は何回か出ているものと思っております。趣旨的にはわかりますので、趣旨採択でいいのではないかなと思っております。

〔発言する者あり〕

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに御意見はありませんか。

〔「継続、継続」と呼ぶ者あり〕

ただいま趣旨採択と継続との意見がありますが。

牛之濱由美委員

他市の状況を見てみますと、どこも採択というので出てるようなんですけども、いつまでも継続にするのもどうかなという思いがありますので、一部認められないということもありますので、趣旨採択ということで。趣旨採択です。

〔発言する者あり〕

木下孝行委員

継続でもいいんでしょうけど、現実的に話をしますと阿久根市の今のクラスの人数状況がほとんどこのような状況であるのではないかなと思いますので、将来的にも少子化の中でクラスの人数がこの程度におさまっていくのかなという思いもありますので、考えはよく理解できるということで、私は趣旨採択でいいと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

はい、わかりました。

ほかになれば陳情第4号について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは陳情第4号少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充に係る陳情書を採決いたします。

本陳情は趣旨採択とすべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

それでは陳情第4号を採決いたします。

本陳情は趣旨採択とすべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。

よって、陳情第4号は趣旨採択すべきものと決しました。

○陳情第5号川内原発1号機、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書

○陳情第6号川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書

○陳情第7号原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書

○陳情第8号県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を反対する意見書の提出を求める陳情書

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、陳情第5号、第6号、第7号及び第8号を一括して議題とし、審査に入ります。

ここで各委員の御意見を伺います。

岩崎健二委員

陳情第5号から陳情第7号まで見てみますと、中身はほとんど文章も同じ文章であるようです。そこで、まだこの原発については国も、県も、あるいは立地市の川内市も結論を出していないところで、阿久根市だけは先にどうするかということについては、まだまだ勉強不足のところがたくさんあると思いますので、継続審査とすべきものと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにはありませんか。

山田勝委員

私はもう結果的にはそれでいいんだけど、どれもな、基本的には1号、2号機は安全が確立されさえすれば仕方ないですよ、オープンせんな、やはり稼働しなければね。でも3

号機についてはもうできる状況じゃないから、これは反対やっどんからん。可もなく不可もなく継続審査でゆたほうが罪もつくらんやろ。以上。

総務文教委員長（牟田学委員）

委員長としてですね、この陳情者の参考人招致をしていろいろ御意見を聞きたいと思っておりますが、この件については皆さんの御意見は。

〔発言する者あり〕

いいですか。

出口徹裕委員

継続審査の中でですね、最終的には、ずっとこの意見というのは過去にも出てきてるわけですから、私もすぐにではなくてもですね、参考人を呼んで、安全の確保という言葉がよく出てくるんですが、この出された方の考えというのをですね、もうちょっと審議の中では聞きたいなというふうに思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにはありませんか。

〔「いつ聞くんですか」と呼ぶ者あり〕

皆さんの御意見があればまた日程を調整して、参考人招致をしたいと思っておりましたが。

木下孝行委員

今後の動きもまた流動的な部分もあったりしますんで、もっとあとでいいと私は思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

それではここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情第5号、第6号、第7号及び第8号については、さらに慎重審査を行うため、議長あて継続審査の申し出を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本陳情は議長あて継続審査の申し出を行うことに決しました。

○所管事務調査について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、本委員会の所管事務調査についてお諮りいたします。

先の委員会では所管課を呼び、現状を調査したところです。

そして、資料を収集し、市内外または県内外の先進地を調査するということでしたが、まず、ごみ問題についてはごみ収集場所の現状、行政改革については本庁舎内等を現地視察を行いたいと思っておりますが、各委員の御意見を伺います。

ここで休憩いたします。

（休 憩 11：50 ～ 11：53）

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、本委員会の所管事務調査については、市内等の視察を含め、先進地調査を行うこととし、改めて日程等は委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

場所、日程が決まり次第御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで休憩いたします。

(休 憩 11:54 ～ 11:56)

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○「森林吸収源対策及び地方温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書」及び「地方税財源の充実確保を求める意見書」の提出について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に森林吸収源対策及び地方温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出依頼について、委員の御意見を伺います。

[発言する者あり]

山田勝委員

議長会からそうしてくれとってきてるので、そうせないかんとな。

木下孝行委員

地球温暖化も大事な問題であり、海は山があつての海の資源が開発されるというのもあったりしますので、非常に森林というのは大事なものだと思いますので、地方が今後整備していく中では財源も地方にある程度もらわなきゃいかんということで、ぜひ意見書を出していただきたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

よろしいですか。

山田勝委員

それはそれでかんまんどん、そんなら具体的には、山に行けばかずらがめてわざいかおったがよ、だいかずらでん切ってされったおらんたあが、こけおっしも。わざいかかずあらが。そげんともやっぱい意識改革をせないかんと思うど、一緒にね。

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、総務文教委員会として、この意見書の提出をするということで決してよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

それでは意見書案文を配付いたします。

(意見書案文配付)

ただいま配付しました意見書案文について、御意見を伺いたいと思います。

[発言する者あり]

山田勝委員

こいでわらかとは言わんど。わらかとは言わんどん、市町村はもうちょつとないかせないかんというのもせなよ、こげんと出したばっかいでぜんのくれたわ、そんならないをすつとよって。仮に阿久根なんかは山、山、山、山、荒れ山、かずらがまったくつとこい、ないもせんじんおって予算ばっかい出すというのは、これはあんまい賛成やんかね。具体的にないなつとせん、市町村もいかんと思うど。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにはありませんか。

山田勝委員

こいが別に悪いという意味やんかど。だから、こいを出したまま出して終わりやんかわけよ。市町村は市町村の役割を、国民は国民の役割をせないかんということよ。

[発言する者あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは総務文教委員会としてこの意見書案を議長あて提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは議長あて提出することに決めます。

次に、地方税財源の充実確保を求める意見書案を今から配付します。

（意見書案文配付）

山田勝委員

委員長、勉強の時間要しますので。持って戻ったて読まんでやみんな、絶対。

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは休憩いたします。

（休 憩 12：03 ～ 13：00）

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております地方税財源の充実確保を求める意見書について、本委員会から議長あて提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本意見書案文を本委員会から議長あて提出することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任されました。

ここでお諮りいたします。

本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、あすの委員会は休会とし、閉会することになしたいと思いますと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

（閉 会 13時03分）

総務文教委員会委員長 牟 田 学